



令和元（2019）年度

障害者を対象とした

千葉市職員採用選考受験案内

千葉市人事委員会

《受付期間》 ~お申し込みは、手軽で簡単な電子申請をご利用ください~

▼電子申請(インターネットによる申込み)

24時間
申込可能!

7月26日(金)午前9時~8月13日(火)午後5時 (受信有効)

◎インターネット環境にあり、プリンターをお持ちの方は電子申請をご利用ください。

▼郵送による申込み

7月26日(金)~8月7日(水) (消印有効)

※持参による申込みや、重複申込み(電子申請と郵送、同じ方法での複数回の申込み等)はできません。

(重複申込みをした可能性がある場合は、必ず人事委員会事務局(P.8参照)までご連絡ください。)

《選考日》筆記試験 10月20日(日)

面接試験 11月5日(火)~8日(金)のうち1日

< お知らせ >

- ・身体障害者を対象とした採用選考の受験資格を変更し、知的障害者及び精神障害者の方も受験できるようになりました。
- ・受験資格のうち、「介護者なしに職務の遂行が可能な人」の要件を撤廃しました。

1 選考区分、採用予定人員、職務内容

選考区分	採用予定人員 (人程度)	職務内容
事務	6	市長部局、各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事します。
学校事務	若干名	千葉市立の小・中・特別支援学校で学校事務に従事します。

(注) 1 採用予定人員については、変更する場合があります。また、若干名とは、1~3人程度を意味します。

2 採用は、原則として令和2年4月1日の予定です。

<選考について>

- (1) 選考は、選考区分を問わず共通で実施します。
- (2) 事務と学校事務の併願が可能です。その場合、第1志望と第2志望の選考区分を志望する順に選択しますが、第1志望のみを選択することも可能です。ただし、申込受付後に選考区分や志望順位を変更することはできません。
- (3) 合格者は、選考区分ごとに、筆記試験及び面接試験の結果を総合して決定します。なお、事務と学校事務の両方の選考区分に申し込みをした人が、両方の選考区分で合格ラインに達した場合は、第1志望の選考区分のみ合格となります。

【参考例：採用予定人員が事務2人、学校事務1人の場合】

氏名	志望順位		全体成績	順位・合否				
	事務	学校事務		事務	学校事務	合否の状況		
Aさん	2	1	1	-	-	1	○	第1志望（学校事務）で合格
Bさん	志望せず	1	2	志望せず	2	×	×	不合格
Cさん	1	2	3	1	○	3	×	第1志望（事務）で合格
Dさん	2	1	4	2	○	4	×	第2志望（事務）で合格
Eさん	1	2	5	3	×	5	×	両方不合格

- ・Aさん…全体成績が1位であったため、第1志望の選考区分である「学校事務」のみ合格となる。
第2志望の「事務」は合格にならない。
- ・Bさん…「学校事務」を第1志望として選択したが、既にAさんが合格しているため、不合格となる。また、全体成績では2位だが、第2志望を選択していないため、「事務」は合格にならない。
- ・C、Dさん…Aさんが「学校事務」で合格となるため、C、D、Eさんの「事務」の順位が1つずつ繰り上がる。Cさんが1位、Dさんが2位となり、2人とも「事務」で合格となる。
- ・Eさん…既にA、C、Dさんが合格しているため、「事務」「学校事務」の両方とも不合格となる。

2 受験資格

次の（1）から（4）までの要件をすべて満たす人

- (1) 筆記試験日において、次のいずれかに該当する人（筆記試験日までに交付又は判定見込みの人を含む。）
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人
 - イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
 - ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された人
 - エ 精神障害及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- (2) 昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人（学歴は問わない。）
- (3) 次のいずれかに該当する人
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(4) 次のいずれにも該当しない人

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 千葉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注) 合格後、上記の要件を満たすことを証明する書類を提出していただきます。なお、提出していただく書類の内容については、合格者に通知します。(提出していただいた書類については、記載事項の真否等に関して調査を行うことがあります。)

3 選考の日時・場所、合格発表

選考	日時(予定)	場所	合格発表
筆記試験	<p>令和元年10月20日(日) 集合・着席 午前9時(厳守) (午前8時30分から受付) 試験開始 午前9時10分 試験終了 正午 点字試験終了 午後1時15分 ◎点字による受験は、終了時刻が異なります。</p>	<p>千葉中央コミュニティセンター(予定) (受験票発送時に指定) ◎申込者数によっては、会場が変更になる場合があります。</p>	<p>【面接試験対象者(※)の発表】 令和元年10月25日(金) 次の方法により発表します。 ①職員募集ホームページ(P.8参照)への掲載(発表日以後1週間) ②人事委員会事務局前での掲示 ③文書による通知(面接試験の対象者のみ。なお、通知が10月29日(火)までに到着しない場合には、お問い合わせください。)</p>
面接試験	<p>令和元年11月5日(火)～8日(金)のうち1日 (面接対象者に送付する通知文に記載)</p>	<p>千葉中央コミュニティセンター(予定)</p>	<p>【合格発表】 令和元年11月中旬(予定) 次の方法により発表します。 ①職員募集ホームページ(P.8参照)への掲載(発表日以後1週間) ②人事委員会事務局前での掲示 ③文書による通知(合格者のみに通知します。)</p>

※面接試験の対象者は、筆記試験(教養試験)の成績により決定します。また、筆記試験、面接試験ともに、点字受験者(本人)に限り、電話で合否の確認ができます。

(注) 筆記試験当日、災害等により試験開始時刻を変更する場合は、職員募集ホームページ (P.8 参照) において、また、試験を中止する場合は、職員募集ホームページ及びテレホンサービス (043-245-5983) においてお知らせします。

4 選考の方法・配点・内容

方法		配点	内容
筆記試験	教養試験 (択一式)	100点	公務員として必要な一般教養についての高等学校卒業程度の筆記試験【30問全問解答】(1時間30分・点字試験の場合は2時間15分) ※知識分野〔例：現代社会、倫理、政治・経済、地理、日本史、世界史、国語、数学、物理、化学、生物、地学等〕 (注) 例として挙げた科目が全て出題されるとは限りません。 知能分野〔判断推理、数的推理、文章理解(英文を含む。)]
	論文試験 (記述式)	50点	与えられたテーマについて記述する筆記試験 (600字程度/1時間・点字試験の場合は1時間30分)
面接試験		150点	主として人物、性格等についての個別面接による試験 (態度、表現力、積極性、協調性、堅実性、ストレス耐性等)

- (注) 1 合格者は、筆記試験と面接試験の結果を総合して決定します。
 2 筆記試験の問題冊子の活字の大きさは12ポイント程度です。(この受験案内は、おおむね12ポイントの活字を使用しています。)
 3 教養試験の解答方法は、マークシート方式です。マークシート方式による解答が困難な人は、正答と思う番号に丸を付ける答案用紙に変更することができます。答案用紙の変更を希望する場合は、電子申請又は申込書裏面「特記事項」の所定の欄を、必ず選択してください。
 4 論文試験の採点の対象は、面接試験の対象者のみとします。

5 受験申込手続

(1) 電子申請(インターネットによる申込み)【推奨】

申込方法	職員募集ホームページ (P.8 参照) の「 受験申込み 」にて 申込手続の方法、注意事項等を十分に確認 の上、「ちば電子申請サービス」を利用して申し込んでください。 ※ <u>申込みにあたっては、「ちば電子申請サービス」の申請者ID登録が必要です。</u>
受付期間	令和元年7月26日(金)午前9時から8月13日(火)午後5時まで (8月13日(火)午後5時までに受信されたものに限ります。)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 受付期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、システム管理等のため一時的に利用できない場合があります。<u>時間に余裕をもって申し込んでください。</u> パソコンの機種や動作環境により利用できない場合がありますので、ご注意ください。 「ちば電子申請サービス」で使用する申請者ID・パスワードや到達番号・問合せ番号は、受験票等をダウンロードする際に必要となりますので必ず記録してください。

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・受付後、人事委員会事務局が「<u>千葉県職員採用選考受験票</u>」を登録（アップロード）しますので、「<u>ちば電子申請サービス</u>」上からダウンロードして印刷し、<u>試験当日に持参してください。</u> ・試験当日に上記受験票を忘れた場合、受験できないことがありますのでご注意ください。 ・受験票等が9月12日(木)までに「ちば電子申請サービス」上からダウンロードできる状態にならない場合には、お問い合わせください。 <p style="text-align: center;">【9月9日(月) 登録（アップロード） 予定】</p> <p>※<u>筆記試験の際に持参するものについては、「7 受験の際の注意事項 (P.6 参照)」の他、受験票等と併せて登録（アップロード）される書面をご確認ください。</u></p>
-------	---

(2) **郵送**による申込み（郵送先はP.8 参照）

申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書に必要事項をすべて記入し、申込書記入日及び氏名は必ず自署してください。ただし、筆記が困難な場合は、代筆による記名押印でもかまいません。 ・申込書により受験資格等を審査した後、受験票等を郵送しますので、120円分の切手を貼った宛て先明記の返信用封筒（角形2号サイズ）を申込書と一緒に郵送してください。なお、返信用封筒が料金不足の場合は、返送されない場合があります。
受付期間	<p>令和元年7月26日(金)から8月7日(水)まで (8月7日(水)までの消印のあるものに限ります。)</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・受付前に消印の日付を確認しますので、<u>申込書等の送付は、宅配便やメール便ではなく、必ず郵便で送付してください。</u> ・郵送方法は指定しませんが、「簡易書留」等の方法が確実です。なお、<u>普通郵便で郵送した場合の事故等（宛先等の誤記や料金不足により届かない場合、消印で日付を確認できない場合等）については、責任を負いません。</u>また、封筒の表に必ず「選考受験申込」と朱書きしてください。 ・申込書はコピーをとり、控えとして保管することをお勧めします。 ・<u>受付処理後、受験票を郵送しますので、試験当日に持参してください。</u> ・試験当日に上記受験票を忘れた場合、受験できないことがありますのでご注意ください。 ・受験票等が9月12日(木)までに到着しない場合は、お問い合わせください。 <p style="text-align: center;">【9月9日(月) 発送予定】</p> <p>※<u>筆記試験の際に持参するものについては、「7 受験の際の注意事項 (P.6 参照)」の他、受験票等と併せて送付する書面をご確認ください。</u></p>

6 受験上の配慮

(1) 点字等による受験

- ・点字受験、音声パソコンを併用した点字受験（試験問題の読み上げ、解答作成時）、拡大印刷問題による受験、丸付け答案用紙への変更、筆談での受験、試験官の発言を印刷した用紙の配付を希望する人、面接試験で手話通訳者を必要とする人は、電子申請又は申込書裏面「特記事項」の所定の欄を必ず選択してください。
- ・点字受験に使用する点字器及び音声パソコンは、各自で持参してください。
- ・受験申込時に申請がない場合、受験に関する上記の対応ができませんので、ご注意ください。

(2) 補装具等の持込み

- ・受験にあたって補装具等が必要な人、上肢機能障害の程度がおおむね3級以上で、筆記困難により解答作成時にパソコンを使用する人、自家用車でなければ会場に来ることができない人で駐車場を使用する人は、電子申請又は申込書裏面「特記事項」の所定の欄を必ず選択してください。
- ・補装具等及び受験に使用するパソコンは、各自で持参してください。
- ・受験申込時に申請がない場合、パソコンの持ち込みや駐車場の利用ができませんので、ご注意ください。

(3) その他の配慮について

上記以外に、受験にあたって特に配慮を必要とすることがある場合は、電子申請又は申込書裏面「特記事項」の該当箇所に記入してください。(内容について、人事委員会事務局より問い合わせることがあります。)

7 受験の際の注意事項

- (1) 受験票と併せて登録(郵送の場合は発送)される書類のうち、「経歴等申出書」については、筆記試験前の指定する期日までに提出してください。
- (2) 筆記試験当日は、受験票、受験資格が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害の判定書、精神障害者保健福祉手帳等)、筆記用具(鉛筆、消しゴム)、補装具等(受験申込時に申請したもの)を持参してください。

8 合格から採用まで

- (1) 合格者は、選考区分ごとに作成する合格者名簿に記載され、その中から任命権者(市長、教育委員会)が採用者を決定します。
- (2) 採用は、原則として令和2年4月1日の予定です。また、この選考に合格した人は、初級試験合格相当として扱われます。
- (3) 合格者名簿の有効期間は、名簿記載の日から原則として1年間です。
- (4) 受験資格がないことや、受験申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) 受験に際して市が取得した個人情報については、人事委員会が実施する選考にのみ使用します。ただし、受験に際して市が取得した合格者の個人情報については、各任命権者における採用案内及び人事管理上の基礎資料として利用します。なお、選考の過程で提出された書類等については、返却しませんのでご了承ください。

9 給与、勤務時間等

- (1) 初任給：給料(行政職給料表の1級に格付けられます。)及び地域手当が支給されます。
高等学校卒業後、直ちに採用された場合の平成31年4月1日現在の初任給(地域手当を含む。)は、167,555円です。
※上位の学歴又は職務経験を有する人には、上記金額に一定基準で算出された額が加算される場合があります。
※このほかに諸手当(通勤・扶養・住居・時間外勤務・期末・勤勉手当等)が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。
- (2) 配属先：障害の程度、適性及び職場の執務環境等を考慮して決定します。

- (3) 勤務時間：原則として午前8時30分から午後5時15分まで、又は午前9時から午後5時45分まで（完全週休2日制）。ただし、勤務場所により異なる場合があります。
- (4) 休暇等：年次有給休暇・・・20日／年
病欠休暇・・・90日／年
特別休暇・・・慶弔、妊娠・出産などの場合
※このほか、仕事と家庭の両立支援策として、介護休暇、育児休業、育児短時間勤務（1日4時間勤務など）等があります。
- (5) 相談窓口：障害のある職員からの相談に適切に対応するため、障害者職員相談窓口を設置しています。

10 その他

(1) 例題等の公表

筆記試験で行う教養試験の例題及び過去の論文試験の課題について、次の方法により公表しています。

- ・職員募集ホームページ（P.8参照）への掲載
- ・市政情報室（千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階）及び市立図書館での閲覧（閲覧のほか、有料コピーサービスがあります。）
- ・人事委員会事務局での閲覧（閲覧のみで、コピーはできません。）

※点字版については、市政情報室、人事委員会事務局で閲覧できます。

(2) 日本国籍を有しない職員の採用後の配置等について

「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」という「**公務員に関する基本原則**」に基づき、千葉市では、日本国籍を有しない職員は次の①に該当する業務及び②に該当する職に就くことができないこととしています。また、昇任についての考え方は③のとおりです。

①「公権力の行使」に該当する業務

「公権力の行使」に該当する業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- ・市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

②「公の意思形成への参画」に該当する職

「公の意思形成への参画」に該当する職とは、千葉市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には(ア)専決又は代決をすることができる課長級以上の職、(イ)千葉市の基本施策の決定等（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる主査級以上の職が該当します。

③昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。そのため、スタッフ職である管理職への昇任が可能となります。

(3) 選考結果（試験の得点等）について

受験者が希望する場合は、この選考の結果について郵送により照会することができます。

「選考結果照会書」（様式）※に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて人事委員会事務局に郵送してください。詳しくは、「選考結果照会書」裏面記載の選考結果照会要領を参照してください。

※「選考結果照会書」は、筆記試験日以降に職員募集ホームページ（下記参照）からダウンロードし、入手してください。（ホームページから「選考結果照会書」を入手できない場合は、人事委員会事務局にお問い合わせください。）なお、照会は郵送によるものとし、電話等による選考結果の照会はできません。

▼選考結果情報提供内容・請求期間等

対象者	内 容							請求期間
	教養試験の得点	面接試験の対象となった者の最低点※	論文試験の得点	面接試験の得点	総合得点	総合順位	合格最低点※	
面接試験の対象とならなかった者	○	○	—	—	—	—	—	合格発表日から令和元年12月27日（金）まで
面接試験の受験者	○	○	○	○	○	○	○	

- (注) 1 途中で辞退した人も、既に受験した試験の得点等について照会できます。
2 ※印の項目は、職員募集ホームページ（下記参照）にも掲載します。

<参考> 前回（平成30年度）身体障害者を対象とした採用選考実施結果

選考区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争倍率
事務	17	14	6	2.3
学校事務	14	12	1	12.0
合計	31	26	7	3.7

(注) 事務と学校事務は併願可能であり、申込者数及び受験者数は、第1志望及び第2志望の合計となっています。

<申込書の郵送先及び問い合わせ先>



千葉市人事委員会事務局 任用班 電話：043(245)5870
〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター7階
FAX：043(245)5889 / E-mail：jinji.PE@city.chiba.lg.jp

- 千葉市職員募集ホームページ（パソコン・スマートフォン）city.chiba.jp/go/boshu
 - 採用試験テレホンサービス※（24時間自動応答）電話：043(245)5983
- ※主に、障害者採用選考に関する情報等を案内しています。なお、設備のメンテナンス等のため、一時的に利用できない場合があります。